

平成24年5月18日

各位

会 社 名 オリンパス株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行

(コード:7733、東証第1部)

問合せ先 広報・IR室長 百武 鉄雄

(TEL. 03-3340-2111代)

課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、平成24年4月13日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示しておりますが、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出する事を決議いたしました。今後当社は、金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金を納付いたします。

納付すべき課徴金の金額 金191,819,994円

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、今後の再発防止および信頼回復に努めてまいります。株主、 投資家、お取引先、お客様、その他の関係者の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深く お詫び申し上げます。

以上